

「ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款」の新旧対照表

2022年10月

A. ミリオン制度取扱い終了に伴う証券口座への移管等の経過措置を定める附則の新設

2022年12月1日を効力発生日として「ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款」を下記のとおり改定いたします。下線部が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
附則	（新設）
<p><u>1. 2023年2月17日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。以下「移管日」といいます。）前の当社が定める日において申込者が次の条件のすべてを満たす場合、当社は、移管日をもって申込者がこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金のすべてを申込者が当社に開設している証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管します。</u></p> <p><u>申込者が当社に証券口座を開設済みまたは当社の証券取引約款を承認のうえ、証券口座の開設の申込済みであること</u></p> <p><u>申込者が受益権を証券口座に移管する申出を当社所定の方法により行い、当社が当該申出の受理を完了していること</u></p>	（新設）
<p><u>2. 申込者は、2023年2月8日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。）以後、この約款に基づく口座における金銭の払込による受益権の買付けを継続できなくなるものとします。</u></p>	（新設）
<p><u>3. 申込者が上記1.に従い口座の受益権のすべてを証券口座に移管する際に、申込</u></p>	（新設）

改定後（新）	改定前（旧）
<p>者が当社に開設する特定口座に当該受益権を受け入れることを希望する場合には、 申込者は移管日前の当社が定める日までに当社における特定口座開設および特定 口座への移管依頼の手続きを完了するものとします。</p> <p>4. 申込者が上記1.により証券口座への移管の申出をされる場合または移管日時点 でこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金がない場合、この約 款に基づく申込者と当社との間の契約は移管日の翌日をもって終了するものとしま す。</p> <p>5. この附則は、2023年3月1日をもって削除されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">（2022.12.1 改定）</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（2022.9.1 改定）</p>

B. ミリオン制度取扱い終了に伴う定時定額の買付サービスの廃止およびミリオン管理口座における受益権等の取扱いを定める約款の改定

2023年2月17日を効力発生日として「ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款」を「ミリオン管理口座約款」と名称変更のうえ、下記のとおり改定します。下線部が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
ミリオン管理口座約款	ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投資約款
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、S M B C 日興証券株式会 社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>2023年2月17日</u>前に申込者が当社の <u>「ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款」、「ミリオン（けい ぞく投資プラン）けいぞく投資約款」、「ミリオン（従業員継続投資プラン）継続投 資約款」、「ミリオン（従業員積立投資プラン）積立投資約款」または「ミリオン（従 業員積立投資プラン）累積投資約款」（以下「旧約款」と総称します。）</u>に基づき、 申込者のミリオン口座にて運用してきたミリオン専用投資信託受益権（以下「受益 権」といいます。）および預り金の保有残高（旧約款の規定に基づき、同日前に申 込者から当社に開設する証券口座への移管の申出を受けている保有残高を除き、以</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、S M B C 日興証券株式会 社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>野村アセットマネジメント株式会社 の発行する下記2.(1)に掲げる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）</u> <u>の継続投資に関する取決め</u>です。</p>

改定後（新）	改定前（旧）																
<p>下「<u>ミリオン残高</u>」といいます。）を管理するための口座（以下「<u>ミリオン管理口座</u>」といいます。）に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款に従って<u>ミリオン管理口座</u>における<u>ミリオン残高</u>等の管理に関する契約（以下「<u>契約</u>」といいます。）を申込者と締結します。</p>	<p>当社は、この約款に従って<u>継続投資契約</u>（以下「<u>契約</u>」といいます。）を申込者と締結します。</p>																
<p>2. <u>ミリオン残高の種類等</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>削除</u>）</p> <p style="text-align: center;">（<u>削除</u>）</p> <p style="text-align: center;">（<u>削除</u>）</p> <p>(1)当社は、旧約款に基づいて申込者が買付けを行った次に掲げる銘柄のミリオン残高について、各申込者の<u>ミリオン管理口座</u>を設定のうえ、各申込者の<u>ミリオン口座</u>から<u>ミリオン残高</u>を移管し管理します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">銘柄名</th> <th style="width: 30%;">運用会社</th> <th style="width: 40%;">受益権の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インデックスポートフォリオ</td> <td>日興アセットマネ</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">追加型投資 信託受益権</td> </tr> <tr> <td>バランスポートフォリオ</td> <td>ジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td>野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ）</td> <td>野村アセットマネ</td> </tr> <tr> <td>野村 ミリオン（バランスポートフォリオ）</td> <td>ジメント株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄名	運用会社	受益権の種類	インデックスポートフォリオ	日興アセットマネ	追加型投資 信託受益権	バランスポートフォリオ	ジメント株式会社	野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ）	野村アセットマネ	野村 ミリオン（バランスポートフォリオ）	ジメント株式会社	<p>2. <u>申込コースおよび申込方法</u></p> <p>(1) 申込者は、買付けを希望する次の受益権（インデックスポートフォリオコース）に契約を申込むものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">コース名</th> <th style="width: 50%;">受益権の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インデックスポートフォリオコース</td> <td>追加型投資信託受益権 （インデックスポートフォリオ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記(1)の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込むものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>(3) 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の積立投資口座（以下「<u>口座</u>」といいます。）を設定します。</p> <p style="text-align: center;">（<u>新設</u>）</p>	コース名	受益権の種類	インデックスポートフォリオコース	追加型投資信託受益権 （インデックスポートフォリオ）
銘柄名	運用会社	受益権の種類															
インデックスポートフォリオ	日興アセットマネ	追加型投資 信託受益権															
バランスポートフォリオ	ジメント株式会社																
野村 ミリオン（インデックスポートフォリオ）	野村アセットマネ																
野村 ミリオン（バランスポートフォリオ）	ジメント株式会社																
コース名	受益権の種類																
インデックスポートフォリオコース	追加型投資信託受益権 （インデックスポートフォリオ）																

改定後（新）			改定前（旧）
大和 ミリオン（従業員積立投資プラン） インデックスポートフォリオ	大和アセットマネ ジメント株式会社		（新 設）
大和 ミリオン（従業員積立投資プラン） ボンドミックスポートフォリオ			
MHAMミリオン（従業員積立投資プラン） インデックス ミリオン	アセットマネジメ ント One 株式会社		
MHAMミリオン（従業員積立投資プラン） ボンドミックス ミリオン			
<p>(2)この契約にかかる受益権が償還されたときは、ミリオン管理口座の預り金にて償還金を管理します。</p>			
<p>3 . ミリオン管理口座における払込等の取扱い <div style="text-align: center;">（削 除）</div> <div style="text-align: center;">（削 除）</div> <u>申込者は、ミリオン管理口座において金銭の払込および買付けの申出を行うことはできません。</u></p>			<p>3 . 金銭の払込</p> <p>(1)申込者は、申込コース所定の受益権を買付けるため、その口座に随時代金（以下「払込金」といいます）を払い込むことができます。</p> <p>(2)上記(1)の払込金は、毎回5千円以上千円単位とします。</p> <div style="text-align: center;">（新 設）</div>
<div style="text-align: center;">（削 除）</div> <div style="text-align: center;">（削 除）</div> <div style="text-align: center;">（削 除）</div> <div style="text-align: center;">（削 除）</div>			<p>4 . 買付時期・価額</p> <p>(1) 当社は、申込者の口座残金が当該コース指定の受益権の買付価額に達したときは、その都度、遅滞なく買付けを行います。</p> <p>(2) 上記(1)の買付価額は、買付日の基準価額とします。</p> <p>(3) 買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。</p>
<p>4 . 受益権の管理</p> <p>(1)当社は、<u>ミリオン残高の受益権を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。</u></p>			<p>5 . 受益権の管理</p> <p>(1)当社は、<u>買付けた受益権を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。</u></p>

改定後（新）	改定前（旧）
(2)（省 略）	(2)（省 略）
<p><u>5．収益分配金の再投資</u></p> <p>(1)上記4．の受益権の管理にかかる受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の<u>ミリオン管理口座</u>に繰り入れ、<u>銘柄毎</u>にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。<u>当社は、買付けた受益権を上記4．(1)に準じて管理します。</u></p> <p>(2)買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。</p>	<p><u>6．収益分配金の再投資</u></p> <p>上記5．の受益権の管理にかかる受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、<u>コース毎</u>にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。</p> <p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p>
<p><u>6．返 還</u></p> <p>(1)当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。</p> <p>(2)上記(1)の請求は、所定の手続きにより申出いただくものとします。</p> <p>(3)上記(1)の請求による換金金額は、<u>正午以前に返還請求に関する当社所定の書面（不備がないものに限ります。）が到着した場合には、当日の基準価額または買取価額に基づくものとし、当該書面が正午を過ぎて到着した場合には、翌営業日の基準価額または買取価額に基づくものとします。</u></p> <p>(4)この契約に基づく受益権が償還される場合には、その償還金を返還します。</p>	<p><u>7．返 還</u></p> <p>(1)当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。<u>この場合の換金金額は、返還請求の日の基準価額または買取価額に基づくものとします。</u></p> <p>(2)上記(1)の請求は、所定の手続きによりお申し出いただくものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p>
<p><u>7．証券口座への移管</u></p> <p>(1)申込者は、所定の手続きによりミリオン管理口座において保有する受益権および預り金の全部を申込者が当社に開設する証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管することができます。</p>	<p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p>

改定後（新）	改定前（旧）
<p>(2) <u>ミリオン管理口座および移管先の証券口座に係る申込者の氏名、住所等の登録情報が異なる場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</u></p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p>8 . 解 約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記5 . の収益分配金の再投資により買付けられる受益権を除き、当該決算日に上記6 . に基づく受益権の返還を請求することはできません。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p><u>上記6 . に基づき申込者がミリオン管理口座に保有している受益権の全部が換金され、申込者にその代金が返還されたときまたは上記7 . に基づき申込者がミリオン管理口座で保有している受益権および預り金の全部が証券口座に移管されたとき。</u></p> <p>当社が、この約款に基づく業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>申込者がミリオン管理口座で保有しているミリオン残高の受益権のすべてが償還されたとき。</p> <p><u>申込者のミリオン管理口座が以下の状況に該当するとき。</u></p> <p><u>イ. 当社よりなされた諸通知が転居先不明等により返戻されていること</u></p> <p><u>ロ. 上記イ. の諸通知が返戻されてから 1 年を超えて受益権の返還請求がないこと</u></p> <p><u>ハ. 申込者の所在について、当社が確認の努力をしたにもかかわらず、不明であること</u></p>	<p>8 . 解 約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6 . の収益分配金の再投資により買付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7 . に基づく受益権の返還を請求することはできません。</p> <p><u>払込金が引続き 1 年を超えて払い込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から 1 年以内に管理している受益権の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p>当社が、この約款に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。 <u>この契約にかかる受益権が償還されたとき。</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>

改定後（新）	改定前（旧）
<p><u>二. 受益権および預り金の残高が少額（1万円未満）であること</u></p> <p>(2)この契約が解約されたときは、<u>上記(1) に該当する場合を除き、当社は遅滞なく上記6 . に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をし、または償還金を返還します。</u></p>	<p>(2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく上記7 . に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をします。</p>
<p>9 . 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、<u>所定の手続き</u>によって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2)（省 略）</p> <p><u>(3)申込者が上記(1)の住所変更の届出をされない場合において、当社からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過したとき、当社は申込者のミリオン管理口座を廃止し、申込者の預り金を当社所定の方法により、専用の口座で保管することがあります。</u></p>	<p>9 . 申込事項等の変更</p> <p>(1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、<u>所定の用紙</u>によって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2)（省 略）</p> <p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p>
<p>11 . そ の 他</p> <p>(1)~(4) （省 略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（削 除）</u></p>	<p>11 . そ の 他</p> <p>(1)~(4) （省 略）</p> <p><u>(5)当社より申込者に交付する書類等において、「ミリオン(従業員継続投資プラン)」を「ミリオン(従業員積立投資プラン)」や「ミリオン」と、「インデックスポートフォリオ」を「野村ミリオンインデックス」と、「積立投資口座」を「ミリオン自動けいぞく投資口座」とそれぞれ表記すること等があります。</u></p>
(2023.2.17改定)	(2022.12.1改定)

C . 「ミリオン管理口座約款」附則の削除

上記A . により2022年12月1日に新設される附則5 . の規定に基づき2023年3月1日をもって「ミリオン管理口座約款」附則1 . から5 . までの規定を削除します。下線部が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<u>（削 除）</u>	附則

改定後（新）	改定前（旧）
<u>（削除）</u>	<p>1. 2023年2月17日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。以下「移管日」といいます。）前の当社が定める日において申込者が次の条件のすべてを満たす場合、当社は、移管日をもって申込者がこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金のすべてを申込者が当社に開設している証券口座（非居住者である申込者の「日興のおるすばん口座取引規定」に基づく証券口座、金融商品仲介業者や金融商品仲介行為を行う登録金融機関を通じて当社に開設された申込者の証券口座、当社のインターネット支店に開設された申込者の証券口座その他の当社が定める証券口座を除きます。以下同じ。）に移管します。</p> <p>— 申込者が当社に証券口座を開設済みまたは当社の証券取引約款を承認のうえ、証券口座の開設の申込済みであること</p> <p>— 申込者が受益権を証券口座に移管する申出を当社所定の方法により行い、当社が当該申出の受理を完了していること</p>
<u>（削除）</u>	<p>2. 申込者は、2023年2月8日（同日より後の日に変更する場合には、同日の2週間前までに当社のホームページにおいて公表します。）以後、この約款に基づく口座における金銭の払込による受益権の買付けを継続できなくなるものとします。</p>
<u>（削除）</u>	<p>3. 申込者が上記1.に従い口座の受益権のすべてを証券口座に移管する際に、申込者が当社に開設する特定口座に当該受益権を受け入れることを希望する場合には、申込者は移管日前の当社が定める日までに当社における特定口座開設および特定口座への移管依頼の手続きを完了するものとします。</p>
<u>（削除）</u>	<p>4. 申込者が上記1.により証券口座への移管の申出をされる場合または移管日時点でこの約款に基づき口座で管理されている受益権および預り金がない場合、この約款に基づく申込者と当社との間の契約は移管日の翌日をもって終了するものとします。</p>
<u>（削除）</u>	<p>5. この附則は、2023年3月1日をもって削除されるものとします。</p>

改定後（新）	改定前（旧）
(2023.3.1 改定)	(2023.2.17 改定)

以上